

十日町市立小学校及び中学校施設等の使用条例第5条第2項 使用料の減免基準 内規

十日町市立小学校及び中学校施設等の使用条例第5条第2項における使用料の減免については、十日町市体育施設条例施行規則第5条における使用料の減免（専用使用）に係る基準（内規）を準用するほか、次のとおりとする。

分類	区分	減免 申請書	使用料減免率		使用許可申請書及び 減免申請書の押印	要綱 資料
			使用料	照明設備		
1	小学生及び中学生の育成を目的とした活動の使用	省略	100%	100%	主催又は主管団体代表者の押印	不要
2	市内の地域の行事の使用	省略	100%	100%	主催又は主管団体代表者の押印	不要
3	市内のPTA行事の使用	省略	100%	100%	主催又は主管団体代表者の押印	不要
4	総合型地域スポーツクラブが主催・主管する事業の使用	要	100%	100%	主催又は主管団体代表者の押印	要
5	「学校体育施設開放事業運営委員会」又は「公民館利用団体」に登録した団体の使用	要	70%	50%	代表者の押印	不要

※ 要項・資料は大会の場合、主催・主管、開催日時、参加対象、大会日程等が明記してあるもので、大会の内容が分かるものに限る。

※ 要項・資料は各種教室の場合、主催・主管、教室の主旨・目的、開催日時、参加対象等が明記してあるもので、教室の内容が分かるものに限る。

※ 分類1の活動を行う団体の構成は、小中学生の割合が80%以上とする。

備考

平成22年4月1日施行

平成24年4月1日改訂